

(様式3)

	契 約 係 用
○	業 者 渡 し 用

令和7年度

単 価 契 約 仕 様 書

名 称 _____ 廃棄物処理(7) _____

令和6年度単契リスト _____ 233-1 _____

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 _____ 運輸課 _____

(外線232-1776)

担当者 _____ 水本 聡 _____ (内線 5713) _____

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局各施設から排出される資源ごみの処理業務に適用する。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 品名、内容物及び予定数量

品 名	予定数量
飲料缶・飲料ビン・ペットボトル	1,325 m ³

4 業務内容

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、排出される上記廃棄物を適正に処理すること。

5 収集場所及び請求先

別紙1のとおり

6 収集日時

(1) 収集日

別紙1のとおり（諸事情により収集日に変更が生じる場合は委託者と十分協議すること。）

(2) 収集時間

平日9時00分から17時00分まで（ただし地下鉄駅は基本的に9時00分から18時00分までとし、変更が生じる場合は委託者と十分協議すること。）

7 支払方法

1ヵ月（毎月末日締め）を単位とし、処理した各廃棄物の数量に応じて支払うものとする。

8 損害の賠償

受託者の故意または過失により、委託者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、作業に従事する者に札幌市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

11 疑義の解釈

本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

12 その他

- (1) 廃棄物の収集・運搬時は散乱させることのないよう十分留意し、容器を汚損、破損しないよう取り扱うこと。汚損した場合はこれを整理・整頓すること。
- (2) 一般客が利用する施設で作業する際は、一般客に不快の念を与えないように注意し、事故の防止に努めること。

収集場所、収集日及び請求先

収集場所		住所	主な保管場所	収集日	請求先
本局庁舎		厚別区大谷地 東 2 丁目 4-1	ダスト室 (西口前)	毎週水・金 (閉庁日と 重なる場合 はその直前 又は直後)	事業管理部総務課 (TEL011-896-2708)
地下鉄各駅及 び乗務庁舎		別紙2のとおり	各駅塵芥庫 等	別紙 2 のと おり	高速電車部運輸課 (TEL011-232-1776)
指令所		厚別区大谷地 東 4 丁目	庁舎東側塵 芥庫	原則、毎週 水曜日	高速電車部指令所 (TEL011-894-8440)
車 両 基 地	南	南区真駒内東 町 2 丁目 1-1	庁舎南側保 管場所	委託者と打 合せのうえ 決定	高速電車部車両課 真駒内検修係 (TEL011-582-1431)
	東	厚別区大谷地 東 6 丁目 1-1	ボイラー室 横(BF)	委託者と打 合せのうえ 決定	高速電車部車両課 大谷地検修係 (TEL011-891-3223)
	西	西区二十四軒 1 条 4 丁目 1-2	1F搬入庫	委託者と打 合せのうえ 決定	高速電車部車両課 二十四軒検修係 (TEL011-643-3011)
交通資料館1F (注)		南区真駒内東 町1丁目1-20	塵芥保管場 所	委託者と打 合せのうえ 決定	事業管理部総務課 (TEL011-896-2708)
その他札幌市 交通局所管施 設		別途指定する (札幌市内)			別途指定する

※請求先は主なものであり、同じ収集場所でも発注部署により異なる場合がある。

(注…南北線乗務庁舎と同一の回収箇所となります。請求先が別となりますので、コンテナ等により資料館分と乗務庁舎分を区別します)

(別紙2) 各駅及び乗務庁舎 収集箇所・収集日【廃棄物処理(7)】

施設名		所在地	収集日	備考
南 北 線	麻生駅	(北) 北40条西5丁目	月 木	
	北34条駅	(北) 北33条西4丁目	月 木	
	北24条駅	(北) 北23条西4丁目	月 木	
	北18条駅	(北) 北18条西4丁目	月 木	
	北12条駅	(北) 北12条西4丁目	月 木	
	(南) さっぽろ駅	(中) 北4条西4丁目	火 金	
	(豊) さっぽろ駅	(中) 北4条西2丁目	火 金	
	すすきの駅	(中) 南4条西4丁目	月 木	
	中島公園駅	(中) 南9条西4丁目	火 金	
	幌平橋駅	(中) 南15条西4丁目	火 金	
	中の島駅	(豊) 中の島1条1丁目	火 金	
	平岸駅	(豊) 平岸2条7丁目	火 金	
	南平岸駅	(豊) 平岸4条13丁目	火 金	
	澄川駅	(南) 澄川4条2丁目	火 金	
	自衛隊前駅	(南) 澄川4条7丁目	火 金	
	南北線乗務庁舎	(南) 真駒内東町1丁目1番20号	火 金	
	真駒内駅	(南) 真駒内17	火 金	
東 西 線	宮の沢駅	(西) 宮の沢1条1丁目	月 木	
	発寒南駅	(西) 西町北7丁目	月 木	
	琴似駅	(西) 琴似1条5丁目	月 木	
	二十四軒駅	(西) 二十四軒1条4丁目	木	
	西28丁目駅	(中) 北4条西28丁目	月 木	
	円山公園駅	(中) 南1条西25丁目	火 金	
	西18丁目駅	(中) 大通西18丁目	火 金	
	西11丁目駅	(中) 大通西11丁目	火 金	
	(南) 大通駅	(中) 大通西4丁目	月 水 金	
	(東) 大通駅	(中) 大通西2丁目	火 金	
	バスセンター前駅	(中) 南1条東4丁目	火 金	
	菊水駅	(白) 菊水2条2丁目	火 金	
	東札幌駅	(白) 東札幌2条2丁目	火 金	
	白石駅	(白) 東札幌2条6丁目	火 金	
	南郷7丁目駅	(白) 南郷通7丁目南	火 金	
	南郷13丁目駅	(白) 南郷通13丁目南	火 金	
	南郷18丁目駅	(白) 南郷通18丁目南	火 金	
	大谷地駅	(厚) 大谷地東2丁目	火 金	
	ひばりが丘駅	(厚) 厚別南1丁目	火 金	
	新さっぽろ駅	(厚) 厚別中央2条5丁目	火 金	
東 豊 線	栄町駅	(東) 北42条東15丁目	火 金	
	新道東駅	(東) 北34条東15丁目	火	
	元町駅	(東) 北24条東15丁目	火	
	環状通東駅	(東) 北15条東15丁目	火	
	東区役所前駅	(東) 北13条東8丁目	火	
	北13条東駅	(東) 北13条東2丁目	火	
	豊水すすきの駅	(中) 南6条西2丁目	月	
	学園前駅	(豊) 豊平6条6丁目	水	
	豊平公園駅	(豊) 豊平5条13丁目	水	
	美園駅	(豊) 美園7条7丁目	水	
	月寒中央駅	(豊) 月寒中央通7丁目	水	
	福住駅	(豊) 月寒東1条13丁目	水	

(注) 1月の収集日については、必要に応じて打合せの上、変更することがある。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

廃棄物処理（7） 積算書

品 名	形状・寸法	予定数量						単位	単 価 (円)	金 額 (円)
		総務課	指令所	運輸課	車両課	資料館	合計			
飲料缶・飲料ビン・ペットボトル	飲料缶・飲料ビン・ペットボトル	48	7	1,207	61	2	1,325	m3		
小 計										
10%相当額										
合 計（総支出予定額）										